

○ 秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

令和８年８月２５日

秋田県知事 鈴木 健太

１ 入札に付する事項

- （１）業 務 名 令和８年度「秋田県水と緑の森づくり税」に関する県民アンケート調査業務委託
- （２）調査地域 全県２５市町村
- （３）委託期間 契約日から令和９年１月１３日まで
- （４）委託概要 令和８年度「秋田県水と緑の森づくり税」に関する県民アンケート調査の実施及び報告書の作成

２ 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。

- （１） 秋田県内に本社、支社、支店又は営業所を有していること。
- （２） 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （３） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （４） 秋田県暴力団排除条例（平成２３年秋田県条例第２９号）第２条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- （５） 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- （６） 過去に、国又は地方公共団体と同じ種類及び規模がほぼ同じ又はそれ以上の規模の世論調査・意識調査等に関する契約を締結し、これらを誠実に履行していること。
- （７） 個人情報保護のため、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与する「プライバシーマーク」を取得していること又は個人情報の取扱いを適切に行う体制を社内規則等で定め、適切に運用していること。

３ 入札参加資格確認申請書等の提出

- （１） 入札に参加しようとする者は、次により入札参加資格確認申請書等の書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出しなければならない。

① 提出書類等

- ア 入札参加資格確認申請書（様式第１号）
- イ 登記事項証明書又は秋田県内に本社、支社、支店若しくは営業所があることを証明する書類の写し
- ウ 同種業務実績調書（様式第２号）
- エ ウに記載した業務実績の契約書の写し及び履行を確認できる書類（支払通知書の写し等）
- オ 競争入札参加資格申請者役員等調書（様式第３号）

② 提出期間

令和８年８月２５日（火）から令和８年９月３日（木）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第２９号）第１条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。

③ 提出時間

午前 9 時から午後 5 時まで

④ 提出場所

秋田県農林水産部森林環境保全課調整・森林環境チーム

⑤ 提出部数

1 部

⑥ 入札参加資格確認申請書等の配布

入札に必要な申請書等の配布については、本公告と同時に秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載して行う。

(2) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者について行い、その他の者については、確認を行わないものとする。

(3) 入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書を提出した後、落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届（様式第 4 号）を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4 設計図書等の交付

本委託に係る仕様書、契約書案、金額を記載しない設計書（以下「設計図書等」という。）については、令和 8 年 8 月 25 日（火）から令和 8 年 9 月 3 日（木）までの期間、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

5 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 設計図書等に対する質問は、令和 8 年 8 月 31 日（月）までに秋田県知事に書面により行わなければならない。

(2) 上記質問に対する回答は、令和 8 年 9 月 1 日（火）までに秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加者は、見積もった入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 5 以上の金額を、開札までに森林環境保全課へ納付しなければならない。ただし、次のいずれかの担保をもって契約保証金に代えることができる。

- ① 銀行振出小切手
- ② 銀行保証小切手
- ③ 国債
- ④ 秋田県債
- ⑤ 郵便貯金銀行の発行する振替払出証書
- ⑥ 郵便貯金銀行の発行する為替証書

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 10 分の 1 以上の金額（消費税及び地方消費税を含む。）の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかの担保をもって契約保証金に代えることができる。

- ① 銀行振出小切手
- ② 銀行保証小切手
- ③ 国債
- ④ 秋田県債
- ⑤ 郵便貯金銀行の発行する振替払出証書
- ⑥ 郵便貯金銀行の発行する為替証書

(3) 入札保証金又は契約保証金の納付を免除される者

- ① 入札保証金については、入札保証金免除申請書（様式第5号）にアまたイの書類を添付して、令和8年9月3（木）までに提出し、審査の結果、免除を認められた者とする。

ア 秋田県知事を被保険者とする履行保証保険契約書

イ 広告の日から2年以内に国又は地方公共団体と契約した、種類及び規模をほぼ同じくする2件以上の業務委託契約書の写し及びその履行を確認できる書類の写し

なお、同種業務実績調書（様式第2号）とその確認書類で要件を満たす場合は、提出を省略することができる。

- ② 契約保証金については、契約保証金免除申請書（様式第6号）に県を被保険者とする履行保証保険契約証書を添えて契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者、又は上記①のイの書類審査の結果、入札保証金の免除が適当と認められた者とする。

7 入札書等の提出等

(1) 提出方法

3により入札参加資格確認申請書等を提出した者は、開札予定日時に本庁舎地下1階入札室に入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。入札の際は入札書（様式第7号）を、再入札の際は再入札書（様式第8号）を使用するものとする。

なお、代理人が入札を行う場合は、別紙委任状（様式第9号）を提出すること。

(2) 開札予定日時及び場所

令和8年9月10日（木） 午後2時00分

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁本庁舎地下1階 入札室

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒に「入札者の商号又は名称等」、「開札日」及び「入札に付する事項」の業務名を記載の上、提出すること。

- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、訂正箇所二本線を引き、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

ただし、入札金額を訂正することはできない。

- (6) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行う。

(7) その他

- ① 入札執行回数は2回を限度とし、落札候補者のない場合は手続きをやり直すか、地方自治法第167条の2第1項第8号の規定により、最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低額の入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

- ② 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が最も低い者を落札候補者とする。
この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

- ① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

- ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき。

- (3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 契約担当者は、(2)において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を速やかに通知する。
- (6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して苦情の申立てを行うことができる。
- (7) 落札者となった者は、秋田県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

10 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 委託期間は、事情により変更することがある。
- (6) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (7) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則及び秋田県財務規則の定めるところによる。

11 問い合わせ先

課 所 名	秋田県農林水産部森林環境保全課調整・森林環境チーム
住 所	秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電 話 番 号 0 1 8 - 8 6 0 - 1 7 5 0
E - M A I L forest@pref.akita.lg.jp